

よくある質問

●補助金額

**Q：補助金の額を教えてください。**

補助金の額は山口県内での就職活動に要した交通費の実費となります。ただし、居住地域に応じた定額を上限とします。地域別の定額は以下のとおりです。

| 都道府県                                                                                  | 定額  |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県                                                       | 6万円 |
| 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県                                                      | 5万円 |
| 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、沖縄県                                                   | 4万円 |
| 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | 3万円 |

**Q：訪問先の企業から交通費が支給されましたが、補助金の対象になりますか。**

企業から交通費が支給された場合は、補助金額から支給された交通費を差し引いた額を交付します。ただし、企業から交通費の全額を支給された場合は補助金の対象外です。

●補助対象者

**Q：住民票が山口県内にありますが、実際には県外に居住しています。補助金の対象になりますか。**

住民票が山口県内にあっても、実際の居住地が県外である場合には対象となります。学生証の写しや、公共料金の領収書等、実際の居住地がわかる書類を申請書に添付してください。

**Q：短期大学に通っていますが、補助金の対象になりますか。**

短期大学を令和8年3月に卒業予定の方であれば対象となります。なお、当補助金の対象となる学校は、大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校、高等学校及び中等教育学校です。

**Q：令和7年7月に30歳になるのですが、補助金の対象となりますか。**

令和7年4月1日時点で30歳未満であれば対象となります。

●補助対象経費

**Q：補助金の対象となる交通費を具体的に教えてください。**

航空機、船舶、新幹線等の鉄道、バスの運賃が対象となります。タクシーや自家用車等での移動に係る経費、船舶で移動した場合の自動車航送運賃は対象外です。また、旅行会社に切符の手配を依頼した場合の手数料も対象外です。なお、ポイントやクーポンで支払った部分については対象外としますのでご注意ください。

**Q：就職活動に際してホテルに宿泊したのですが、宿泊料金は対象になりますか。**

宿泊料金は対象外です。

**Q：県外の居住地から、一旦実家に帰省して実家を拠点に就職活動を実施しました。補助金の対象となりますか。**

実家を拠点として就職活動を行った場合、実家を經由して最初に訪問する企業や就職関連イベントの会場までの交通費は対象となりますが、それ以外の企業等を訪問するための交通費は対象外となります。

**Q：新幹線や飛行機の運賃と宿泊料がセットになったパック料金で支払った場合はどうなりますか。**

パック料金で支払った場合には、宿泊料金を1泊あたり8,000円として計算し、パック料金から差し引いた額を対象経費とします。食事付きの場合には、1食につき800円を加算した額を宿泊料とみなします。

例) パック料金60,000円、朝食付きの場合

補助対象経費：60,000円－(8,000円＋800円)＝51,200円

**Q：補助金の対象となる就職活動はどのようなものですか。**

山口県内で実施される採用面接・会社説明会や、民間企業や公的機関の主催する合同企業説明会（就職フェア、転職フェア等）が対象です。また、個人で行った企業見学も対象となります。

いずれの場合も就職活動等証明書に企業・主催者からの証明を記入してもらってください。なお、企業やイベント主催者が証明書を発行している場合は、そちらを添付していただいて構いません。

**Q：インターンシップへの参加は対象となりますか。**

インターンシップへの参加は対象外です。なお、山口県インターンシップ推進協議会を通じて参加したインターンシップ等の就業体験については、山口県インターンシップ推進協議会の補助金を利用できます。

詳細は推進協議会のホームページ (<https://www.y-internship.com/subsidy/>) をご覧ください。

**Q：内定後の説明会や研修会は対象になりますか。**

内定者を対象とした説明会や研修会は対象外です。

**Q：公務員試験の受験や説明会は対象となりますか。**

公務員採用に係る試験や説明会は対象外です。

●申請について

**Q：就職活動に伴い、複数回、居住地と山口県内を往復した場合は、すべての就職活動について補助金を申請できますか。**

補助金の申請は、1年度につき1回のみです。

なお、複数回就職活動を実施した場合には、他の補助金を活用できることがあります。

※同一の就職活動について複数の補助金の交付を受けることはできません。

例：YY!ターン支援交通費補助金 ⇒ <https://ymg-uji.jp/support/transportation/>  
地方就職支援金（東京都内の大学に在籍している方）

⇒<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/252130.html>

**Q：領収書を紛失してしまいましたが補助金の交付を受けられますか。**

原則として領収書により支払の確認ができない場合は交付できませんので、領収書は大切に保管してください。

なお、領収書以外に申請者本人が運賃等を支払ったことがわかる書類があれば、交付できる場合がありますので事務局にお問い合わせください。